

議題1 (委員会決裁事項 (規則第3条第6号))

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成28年5月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成28年6月17日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 平成28年度大阪府一般会計補正予算(第2号)の件(教育委員会関係分)

○条例案

- 1 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

知事から意見聴取があった議案一覧

○予算案

番号	件名	概要	備考
1	平成 28 年度大阪府一般会計補正予算(第 2 号)の件(教育委員会関係分)	本府における幼児教育の更なる質の向上を図るため、国事業を活用し、効果的な幼児教育体制の構築について調査・研究を実施する。 〔事業期間〕平成 28~30 年度 〔補正予算額〕9,000 千円	—

○条例案

番号	件名	概要	教育委員会関係箇所等
1	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務上の災害に係る補償基礎額を改正する。 〔施行日〕公布の日	【5月 12 日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】

平成 28 年度一般会計補正予算（第 2 号）案

平成 28 年度一般会計補正予算（第 2 号）案は、当初予算編成後に関係者との調整に進展があった事業等について、実施に必要な経費を追加するため、編成しました。

【1】予算規模

(単位：百万円)

区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計	3,277,487	244	3,277,731

【2】補正予算の内訳

1 歳 入

(単位：百万円)

区分	補正額
国庫支出金	9
その他の	235
財政調整基金	212
その他の	23
合 計	244

2 歳 出

(1) 性質別内訳

(単位：百万円)

区分	補正額
建設事業費	160
一般施策経費	84
補助金等	16
その他の	68
合 計	244

(2) 目的別内訳

(単位：百万円)

区分	補正額
総務費	49
健康医療費	186
教育費	9
合 計	244

○ 補正後の財政調整基金残高（28 年度末見込み）

539 億円

【3】補正項目

(単位：千円)

- 大阪おもてなしステーション(仮称)の整備・運営 48,933
【府民文化部】

訪日外国人旅行者の急増に対応するため、JR大阪駅において民間と連携してワンストップでサービスを提供する「大阪おもてなしステーション(仮称)」を整備するとともに、旅行者の様々な相談に対応できるよう、大阪観光局が運営する観光案内所の機能強化のための所要額を負担する。

- 公衆衛生研究所の地方独立行政法人化の推進 46,900
【健康医療部】

大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の事業を統合し、それぞれの強みを活かして検査・研究機能の強化を図るとともに、感染症や食中毒などの健康危機事象に対する広域的・統一的な対応を可能とするため、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の平成29年4月設立を目指す。

- 守口保健所の移転 138,993
【健康医療部】

築後49年を経過し、施設の老朽化・狭隘化の進む守口保健所について、府民サービスの向上を図るため、守口市役所の新庁舎（旧三洋電機守口第一ビル）移転にあわせ、同市新庁舎8階に移転する。

・移転予定時期：平成28年10月末

- 幼児教育推進のための調査・研究 9,000
【教育庁】

本府における幼児教育の更なる質の向上を図るため、国事業を活用し、効果的な幼児教育体制の構築について調査・研究を実施する。

・事業期間：平成28～30年度

大阪府条例第号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大坂府学校医等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
（適用区分）
 - 2 新条例別表の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。